

3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

幼稚園教諭免許状を有する者であり、かつ、保育士資格を有していない者が特例制度（※）により保育士資格を取得するために要した、養成施設等の受講料等の補助を行うものです。

※特例制度の詳細については、下記のリンク先をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/toku_rei.html

（１）対象者

- ・幼稚園教諭免許状を有する者であり、かつ、保育士資格を有していない者

（２）申請者

- ・幼稚園教諭免許状を有する者であり、かつ、保育士資格を有していない本人

（３）支給要件

- ・下記の①～③を満たしていること
 - ①当該年度中に養成施設等で受講を開始していること
 - ②養成施設等での教科目取得後、児童福祉法施行規則第 6 条の 11 の 2 の規定により保育士資格を取得すること
 - ③保育士証の交付を受け、保育士資格取得支援事業の対象施設で 1 年間以上勤務していること
- ・本人申請の場合は、下記の施設に 1 年以上勤務していること
～対象施設～

- ・保育所
- ・認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設
- ・小規模保育事業 A 型及び B 型実施施設
- ・「子ども・子育て支援新制度」での事業所内保育事業
- ・認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設
- ・乳児院
- ・児童養護施設

（４）補助金額

- ①事業の対象となる者 1 人につき、養成施設での受講に要した経費の 2 分の 1（上限 10 万円）